
令和4年 第3回（定例）須恵町議会会議録（第1日）

令和4年9月2日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和4年9月2日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第43号 令和3年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第44号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第45号 令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第46号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第47号 令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第48号 令和3年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第49号 須恵町公共施設等整備基金条例の制定について
- 日程第12 議案第50号 須恵町オープンイノベーションセンター設置条例の制定について
- 日程第13 議案第51号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第52号 自治功労者の推戴について
- 日程第15 議案第53号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第54号 令和4年度須恵町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第55号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第56号 令和4年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 報告第 2号 令和3年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第20 報告第 3号 令和3年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について

- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 43 号 令和3年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 44 号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 45 号 令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 46 号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 47 号 令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 48 号 令和3年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 11 議案第 49 号 須恵町公共施設等整備基金条例の制定について
- 日程第 12 議案第 50 号 須恵町オープンイノベーションセンター設置条例の制定について
- 日程第 13 議案第 51 号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 52 号 自治功労者の推戴について
- 日程第 15 議案第 53 号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 16 議案第 54 号 令和4年度須恵町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 17 議案第 55 号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 18 議案第 56 号 令和4年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 19 報告第 2 号 令和3年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第 20 報告第 3 号 令和3年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について

出 席 議 員 (13名)

1番	白 水 春 夫	2番	男 澤 一 夫
3番	稻 永 辰 己	5番	藤 野 正 剛
6番	川 口 満 浩	7番	百 田 輝 子
8番	世 利 孝 志	9番	三 角 栄 重
10番	猪 谷 繁 幸	11番	田 ノ 上 真
13番	三 上 政 義	14番	今 村 桂 子
15番	松 山 力 弥		

欠席議員（1名）

12番	田 原 重 美
-----	---------

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	主任主事	吉 開 英
-----	-------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稻 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
税 务 課 長	合 屋 真 由 美	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
まちづくり課長	吉 川 聰 士	地 域 振 興 課 長	平 山 幸 治
福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み	住 民 課 課 長 補 佐	松 浦 妙 子
会 計 管 理 者	横 山 刚	健 康 増 進 課 長	舛 本 直 明
学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治	ふるさと応 援 課 長	船 井 弘 喜
子育て支援課長	稻 岡 慎 太 郎	社 会 教 育 課 長	欠 席
上下水道課事業課長	岩 崎 勝	上 下 水 道 課 管 理 課 長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総 務 課 長 補 佐	白 水 婦 美
学 校 教 育 課 参 事	松 本 孝 之	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

9月定例会でございますけれども、非常に沖縄の石垣のほうに、大きな台風11号が控えておりまして、わざわざ、九州まで上がってこなくていいのに、予定といたしましては6日に、この我々のところに最接近するんじゃないかと思っております。

非常に、これを避けたら一番いいと思いますけれども、皆さんも十分に気をつけて、テレビ報道などを見ていてください。

開会前に、広報特別委員会より、会期中の議場内撮影写真撮影の申出があつておる、許可したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまから、令和4年第3回須恵町議会定例会を開会します。

ここで、田原議員より本日から9日までの会議及び委員会について、伊藤社会教育課長より本日及び8日の会議について、百田住民課長より本日の会議について、欠席の届けがあつておりますので御報告いたします。なお、提案理由の説明のため、松浦住民課長補佐が出席しております。これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に、議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。令和4年第3回定例会議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

8月26日、午前10時から、議会運営委員会を開催いたしました。

今回、提出された議案は14件、報告2件、町長諸報告7件、閉会中の組合議会報告4件でございます。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会5件、文教厚生委員会1件、予算審査特別委員会1件、決算審査特別委員会6件で、議案第43号から議案第48号までの決算の認定については、関連議案のため一括議題といたします。

なお、議案第53号の人事案件は、本日、提案理由の説明後、採決を行います。

会期は、本日9月2日から14日までの13日間。5日から7日までは、午前10時から決算審査特別委員会。8日、午前9時から一般質問、終了後、全員協議会。9日、午前9時から工事施工案件説明、終了後、各常任委員会。12日、午前10時から予算審査特別委員会。14日、午前10時から最終本会議、終了後、広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第3回定例会の会期を、本日から9月14日までの13日間とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第3回定例会の会期を、本日から9月14日までの13日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、7番議員、8番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。9月定例会を招集いたしましたところ、1名の議員の欠席はありますものの、無事開催できますことを感謝と御礼申し上げます。
それでは、町長諸報告を申し述べたいと思います。

令和3年度一般会計決算について

まず初めに、令和3年度の一般会計決算についてでございますが、令和3年度一般会計決算につきましては、歳入総額118億6,480万1,289円に対し、歳出総額114億8,001万5,427円、歳入歳出差引き額は3億8,478万5,862円でございます。前年度決算額に対しまして、歳入歳出とも14.3%の減となっております。

財政構造の弾力性を示します経常収支比率につきましては、86.2%と6.3ポイント減少し、町村の適正水準と言われる数値を超えておりますが、若干の改善が見られてきております。

では、具体的に歳入から申し上げます。

町の自主財源の67%を占めております町税でございますが、31億7,710万円となっております。新型コロナウイルスの影響を受け減収が見込まれましたが、大きな影響はなく、町民税、固定資産税とともに収納額が上がり、町税全体では0.4%の増でございます。

次に、歳出でございます。

まず、人件費ですが15億1,282万円、4,758万円の増でございます。職員数につきましては、一般事務、保育士、幼稚園教諭、再任用職員を含めまして、前年度からの職員数は4名増の158人、会計年度任用職員は、幼稚園、保育所及びマイナンバー対応などで5名増加いたしております。

次に、普通建設事業費でございますが、5億4,525万円、対前年度45.1%の減でございます。令和3年度の主な事業としましては、補助事業では新原・旅石線道路改良工事、コミュニ

ティバス購入などがございました。単独事業では、文化会館舞台照明改修工事、須恵第三小学校校舎外壁・防水改修工事、屋敷堰シーム取替え工事、庁舎内自動水栓化工事などを行いました。

次に、繰出金でございます。令和3年度の繰出金は12億5,539万円で、5,864万円、率にして4.5%の減でございます。

町特別会計への繰出金として、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計へ約6億8,037万円、公共下水道事業特別会計へ約2億7,443万円、農業集落排水事業特別会計へ4,183万円、福岡県介護保険広域連合本部に負担金として2億5,874万円を支出いたしております。

なお、積立金につきましては、財政調整基金6億753万円、減債基金につきましては1億1,828万円、ふるさと応援基金につきましては1億7,364万円を積み立てております。

基金の取崩しにつきましては、当初予算において5億3,000万円を繰入金として予算計上していましたが、最終的には財政調整基金100万円の取崩しとなりました。

財政調整基金、減災基金を合わせましたところの令和3年度末の基金残高は、35億4,873万円、ふるさと応援基金は5億4,740万円となりました。

新型コロナウイルス感染症対策関連につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用いたしまして、経済対策や支援策、感染防止対策など13億円を投じて積極的に対策を講じてまいっております。

また、小中学校をはじめ多くの公共施設の長寿命化や改修を今後進めてまいる所存でございますので、議員の皆様、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

最後に、議案の提出に併せまして、財政健全化法に伴います財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足率を、監査委員の意見を付しまして報告いたしておりますので、両比率につきましては、前年度に引き続き、正常の範囲内であったことを申し添えます。

令和3年度水道事業会計決算について

次に、令和3年度水道事業会計決算についてでございます。

令和3年度は、例年と比較すると雨量が多く、安定的な供給ができたと思われます。

令和3年度収支は、消費税抜きで水道事業収益が6億1,749万9,957円に対しまして、同費用は5億3,072万2,259円となっております。

収入面では、主な収入であります給水収益は前年度と比較して微増となっており、給水申込み加入金も増加となっております。これは、戸建て住宅の増加、アパート等の集合住宅の新築に伴うものでございます。

費用面では、主に受水費におきまして、福岡地区水道企業団からの受水分を、一部、粕屋町へ融通したことで、前年度と比較して約1,580万円の減となっております。その結果、当年度

の純利益は8,677万円7,698円の黒字となっております。

今後も、今まで以上に経常経費の削減と経営の効率化を図り、水道事業の健全な経営維持と安全で良質な水道水を安定的に供給できますよう努めてまいりますので、よろしくお願いいいたします。

飲食を伴う敬老会の自粛について

次に、飲食を伴う敬老会の自粛についてでございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の第7波が猛威を振るっており、福岡県では7月22日に福岡コロナ特別警報が発動されております。区長会におきまして、敬老会の開催可否については、各行政区の判断といたしておりましたが、現在の感染状況を踏まえ、飲食を伴うものは町としては自粛をお願いする方針を各行政区長にお伝えしております。

皆様が楽しみにしておられる敬老会について行動制限をかける形になり本当に申し訳ございませんが、町民の命を守るために措置でございますので、御理解いただくようお願い申し上げます。

生活支援商品券発行事業について

次に、生活支援商品券発行事業でございます。

新型コロナウイルス感染拡大や原油価格・物価高騰などで影響を受けている町民の生活支援対策として、住民1人当たり5,000円分の商品券を発行いたします。

この事業は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、今回はコロナ禍における原油価格・物価高騰等対応分となっており、これを活用した須恵町独自の事業であり、今回、補正予算を計上させていただいております。

商品券は町内の小売店や飲食店で使うことができ、9月中旬から商品券の取扱い店舗を募集し、商品券の利用期間は11月から2月末までを予定しております。

議員各位の御理解、御協力のほど、よろしくお願いいいたします。

オミクロン株対応ワクチンの接種について

次に、オミクロン株対応ワクチンの接種についてでございます。

新型コロナウイルスワクチンのオミクロン株に対応した新しいワクチンの接種が、10月半ば以降から開始される予定になっております。

国からは、初回接種（1回、2回接種）を完了した全ての住民を対象に実施することを想定して準備を進めるよう求められており、本町は約2万1,000人の方を対象として、接種体制の構築を現在行っております。

使用するワクチンの種類は、オミクロン株（B A. 1）と従来株に対応した2価ワクチンを使用するとされており、薬事上の承認がなされれば9月中には輸入がされる見込みでございます。

厚生労働省は、仮にオミクロン株対応ワクチンの接種間隔を5か月とした場合、4回目の接種

をした高齢者は1月頃までに次の接種機会が来ることが想定されるため、令和4年9月30日までとなっている特例臨時接種の実施期間を今年度末まで延長するよう調整しているところでございます。

接種券につきましては、既に発送しております未使用の3回目・4回目の接種券も使用することが可能と想定されており、現時点での発送対象者を、4回目の接種を完了された方と3回目の接種を完了した4回目の接種券を送付していない方として準備を進めております。

オミクロン株対応ワクチン接種に必要な費用につきましては、引き続き、国が全額を負担する方針の下、必要な予算については今後措置するとなっております。

本町の予算においては、当面の間は当初予算を使用させていただき、國の方針が確定してから提出をさせていただきますので、その際は御審議方よろしくお願ひいたします。

新しいワクチンの接種が始まる見通しのため、従来ワクチンの接種控えが懸念されますが、従来ワクチンもオミクロン株への一定の効果は示されておりますので、接種可能な方は時期が来たら速やかに検討していただきますようお願い申し上げます。

オミクロン株対応ワクチンの接種対象者や接種間隔、実施期間、ワクチンの供給スケジュール等の詳細はまだ決まっていない現状でございます、今後も國の方針に柔軟に対応し医療機関の協力を仰ぎながら、ワクチン接種を希望する方への接種機会の提供をし、この事業を進めてまいります。

須恵町議会の議員報酬の見直しについて

次に、須恵町議会の議員報酬の見直しについてでございます。

私は町長就任当初から、須恵町議會議員の報酬の在り方について改善の必要があるのではないかと考えておりました。

地方議員は、公人であり住民の福祉の増進を第一に考えるべきですが、一方、生活を営む個人であり、地方議員を職業として捉えた場合、少なくとも4年に一度は生活環境が大きく変わる可能性があること、また議員として社会保障制度など、一般の職業と比較してリスクが高いことが考えられます。併せて、政務調査活動に伴う活動費は報酬から捻出しなければならず、支障を來しているのではないかと、常々懸念しているところでございます。

住民の代表者として、年齢や性別を問わず多様多種な方々が立候補する中で、より優秀な人材を確保し、議会力向上を図るためにには、議員活動に専念できる環境整備は必要であるという観点から、松山議長からも要望書を頂いております。

これを機会に検討させていただくため、早急に須恵町報酬審議会へ諮問を行い、その結果について私自身が判断させていただき、12月議会で報告させていただきます。よろしくお願ひいたします。

基金の運用状況について

次に、基金の運用状況についてでございます。

決算の概要につきましては、先ほど報告をさせていただきました。三位一体の改革以来、厳しい財政状況が続き、また扶助費などの経常経費等が年々増加する中で、財政規模も増加し続けておりますが、その一方で事業の選別による支出の削減努力及び近年の町内的人口や企業数の増加などによる町税の増加、また、ふるさと応援寄附金事業の体制強化、何より町民の皆様、須恵町議会議員各位の御理解と御協力により、財政状況は好転しつつあります。

令和3年度末の主な基金の現在高についてでございますが、町の、いわゆる貯金である財政調整基金は31億4,602万2,000円で、過去最高の積立てとなりました。

起債の償還財源として確保している減債基金は4億270万9,000円、ふるさと応援基金は、僅か2年で5億4,740万円を積み立てることに成功しました。総額での41億円超の基金積立ては過去になかったことです。

新型コロナウイルスの発生により、稼ぐ力として取り組んだスエノバ事業はコロナウイルスにより苦戦を強いられましたが、6月議会において方向性を説明させていただいております。世界経済、日本経済を見据えて柔軟に対応することにより、トータル的には財政状況を好転できたと考えております。

将来の財政運営で特に懸念されますのは、老朽化した公共施設の更新・改修であり、今後安定した財政経営を行っていくためには、この財源確保が大きな課題となるため、これからも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

今回、財政状況が好転したことを受け、財政調整基金が過去最高となったこの機会に、将来に向けた新たな基金の創設が必要であると考え、公共施設等の整備の財源に充てるための須恵町公共施設等整備基金条例の制定について、今回提案をさせていただいておりますので、御審議方どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関係ある事項につきましては、提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

日程第4. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

閉会中に粕屋南部消防組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。3番、稻永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） おはようございます。令和4年8月10日、水曜日に行われました令和4年第3回（8月）粕屋南部消防組合議会定例会について御報告いたします。

消防組合議会定例会の議事日程については、お手元の資料のとおりございます。

議案第12号粕屋南部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院規則19の0、職員の育児休業等のうち育児休業の取得回数制限の緩和及び育児参加のための休暇の対象期間等の措置が改正された事に伴い現行条例の一部を改正するもので、全員賛成で可決しました。

議案第13号令和3年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定については、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額21億1,174万1,258円、歳出総額20億8,979万9,463円、歳入歳出差引き額2,194万1,795円、実質収支額2,194万1,795円となっており、全員賛成で認定しました。

議案第14号令和3年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額3,945万4,590円、歳出総額3,144万9,171円、歳入歳出差引き額800万5,419円、実質収支額800万5,419円となっており、全員賛成で認定しました。

日程第7、一般質問では、久山町の阿部恒久氏が令和4年度の職員採用試験について質問があり、どのような人材を求めているのか。2、採用のための広報活動について。3、採用に当たっての基本方針について。4、採用予定人員の7名程度とはどういうことか。5、福岡市消防局等、人事担当者間で受験者の情報交換等は行っているかについて質問されました。

消防署からは、コミュニケーション能力が高く、成績が優秀な人材を求めており、ホームページやポスターなどで周知を行っている。また、方針として、管内居住者の優先的な採用はしていない。女性職員は職員の5%を目標にしている。7名程度の表記については、プラスの要因が少なからずあるため。受験者の情報交換については、試験日等が違うために行っていないとの回答でした。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、北筑昇華苑組合議会の報告を求めます。1番、白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） 皆さん、おはようございます。北筑昇華苑組合議会の報告をいたします。

令和4年8月17日に古賀市役所会議室において、第2回定例会が開催されました。議事日程につきましては、お手元の資料のとおりとなっております。

日程第4、諸報告では、議会報告第1号の地方自治法の規定による出納検査及び定期監査の結果報告がありました。

日程第5、第4号議案北筑昇華苑組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定については、国が定める道路占用の額に準じて行政財産使用料を改定するため条例の一部を改正するに当たり地方自治法第96条第1項第1号の規定により組合議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

日程第6、第5号議案職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、職務に専念する義務の特例を定める規定において、準用する古賀市の規定と同様の措置として所要の改正を行うため、条例の一部を改正するに当たり地方自治法第96条第1項第1号の規定により組合議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

日程第7、第6号議案令和4年度北筑昇華苑組合会計補正予算（第1号）については、令和4年度北筑昇華苑組合会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の総額にそれぞれ368万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,017万9,000円として、全員賛成で可決しました。

日程第8、第7号議案令和3年度北筑昇華苑組合会計決算の認定については、歳入総額3億9,568万6,156円、歳出総額3億4,778万9,710円、歳入歳出差引き額4,789万6,446円となっており、質疑応答がありましたが、全員賛成で認定しました。

詳細は、議員控室に置いてありますので、御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。5番、藤野正剛君。

○議員（5番 藤野 正剛） 須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会が開催されましたので報告いたします。

8月19日、令和4年第2回定例会が開催されました。議事日程につきましては、お手元に配付している資料のとおりとなっていますので、御参照ください。

日程第3、組合長諸報告でございますが、し尿処理施設酒水園につきましては、放流水は安定した水質が維持されており、令和3年度、1万560キロリットルのし尿を処理し、順調に処理業務が行われているとのことであります。

しかし、施設は昭和57年より稼働し40年が経過し、老朽化が進んでおり、改修工事等を行なながら延命化対策を図っているとの報告があつております。

次に、ごみ処理施設クリーンパークわかすぎにつきましては、RDF施設及びリサイクルプラザ両施設とも順調に稼働しており、RDF施設におきましては、令和3年度は、4万

4,460トンの可燃ごみを処理し、2万5,976トンのRDFを大牟田リサイクル発電所に搬出したとのことです。

また、リサイクルプラザにおきましては、3,209トンの不燃・粗大ごみ等を処理しており、そのうち、有価物としまして、アルミ缶・スチール缶やペットボトルなどを約1,000トン排出し、5,811万円の売却益が出ているとの報告があつております。

次に、大牟田リサイクル発電事業につきましては、去る6月23日の株主総会におきまして、第24期の事業報告がなされ、当期純損失は、前年比2億6,594万円の減で1億1,413万円となっており、繰越利益余剰金は、13億5,409万6,000円となっております。

質疑等もなく、全員賛同の下、承認されたとの報告があつております。

次期ごみ処理施設整備事業の進捗状況につきましては、4月下旬に地元3区の代表者会議を行い、6月末までに地元要望書を提出いただきました。今後、関係者と協議を重ね、12月をめどに協定書の調印を行う予定で進めてまいります。また、本年度、建設予定地取得、造成予定地整備工事、建設予定地造成工事を行っていくとの報告があつております。

議案についてですが、議案は4件、報告は1件上程されております。

議案第3号は、令和3年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてで、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により繰越明許費補正後金額5,600万円を専決処分いたしましたので、本議会に報告し、承認を求めたものでございます。これは周辺対策工事費の増額補正です。全員賛成で承認しております。

議案第4号は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例についてで、これは、組合構成町の課名が変更になった場合、その都度、条例改正の必要が生じるため、縦覧の場所を須恵町外二ヶ町清掃施設組合事務局、須恵町の環境担当課、粕屋町の環境担当課、篠栗町の環境担当課に改正するものです。全員賛成で可決しております。

議案第5号は、令和3年度の一般会計歳入歳出決算についてで、決算総額につきましては、収入済額19億2,389万9,674円、支出済額16億249万4,036円で、歳入歳出差引額は3億2,140万5,638円となっております。須恵町の分担金としまして、3億5,435万1,000円で、3町分担金総額の31.8%となっております。全員賛成で認定しております。

議案第6号は、令和4年度一般会計補正予算についてで、歳入歳出それぞれ10億6,785万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ32億9,176万9,000円とするものです。

増額の主な要因としましては、次期処理施設の造成予定地の整備に係る費用で、造成予定地の

一部に旧ダイフク跡地が含まれているため、県と協議をした結果、1、土地を掘削して産業廃棄物が出た場合は適正処理を行うこと。2、掘削せずに埋める場合は、常時監視できるようにすることとの指導を受けております。次期処理施設の造成中や建設中に支障を生じるおそれや、建設後の地盤沈下、有害物質の流出のおそれなどを考慮し、廃棄物の全量撤去を行うためのものです。財源は、全て一般廃棄物処理事業債（単独事業）となっております。全員賛成で可決しております。

報告第1号令和3年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

周辺対策工事費として、翌年度繰越し額5,600万円、財源として一般財源5,600万円です。報告済みとしております。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いてありますので、御参照いただきますようよろしくお願ひいたします。

以上、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） おはようございます。糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を行います。

令和4年8月26日、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において第2回定例会が開催されました。議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第3号令和4年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額9,236万7,000円に歳入歳出それぞれ950万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億187万6,000円とするものです。

歳入については、令和3年度に確定いたしました繰越金を950万9,000円増額するものです。

歳出については、林業費の森林整備業務委託料の費用309万6,000円、加えて、予見しがたい将来の状況変化から生ずる財政需要に備える予備費として、606万9,000円を追加するものです。全員賛成で可決しました。

議案第4号令和3年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計歳入歳出決算の認定については、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額1億1,137万9,912円、歳出総額8,187万740円、歳入歳出差引額2,950万9,172円、実質収支額2,950万9,172円となっており、歳入の主なものは、県補助金2,081万3,680円、財産売払い収入2,391万5,550円、繰越金3,241万9,954円、歳出の主なものは、総務管理費

1,740万7,560円、林業費6,199万4,398円、道路橋梁費138万6,260円となつておつり、全員賛成で認定しました。

選挙案第1号組合長の選挙については、令和4年8月31日をもつて組合長中嶋裕史氏の任期満了に伴い、当組合規約第9条の規定により、議会において選挙を求めるもので、中嶋裕史氏が再選されました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願ひします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を載せておりますので報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第43号から議案第48号までは、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

次に、議案第53号は議会運営委員会報告にありましたように、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

日程第5. 議案第43号

日程第6. 議案第44号

日程第7. 議案第45号

日程第8. 議案第46号

日程第9. 議案第47号

日程第10. 議案第48号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第43号令和3年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第44号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第45号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第46号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認

定について、日程第9、議案第47号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第48号令和3年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。横山会計管理者。

○会計管理者（横山 剛） おはようございます。それでは、議案第43号から議案第47号までの令和3年度須恵町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、一括して御説明申し上げます。なお、先ほどの町長の諸報告と一部重複する部分があるかと思いますが、御了承をお願いいたします。また、監査委員による決算審査につきましては、去る7月15日から7月29日まで実施されまして、意見書を提出していただいておりますので、決算の内容主な財政指標等、後ほど御参照いただきたいと思います。

それでは、別冊の令和3年度須恵町歳入歳出決算書により御説明いたします。

最初に、議案第43号令和3年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

決算書の4ページ、5ページをお開きください。

歳入の収入済み額の主な構成比を申し上げますと、1款町税は歳入全体の26.8%、7款地方消費税交付金5.2%、10款地方交付税19.7%、次の6ページ、7ページに移りまして、14款国庫支出金20.9%、15款県支出金6.8%、17款寄附金4.9%、21款町債5.5%となっております。歳入合計の行の収入済額の予算現額に対する収入率は99.5%、調定額に対する収入率は99.0%となっております。

次に、8ページ、9ページの最初の支出済額の主な構成比を申し上げます。

2款総務費は歳出全体の22.3%、3款民生費40.7%、4款衛生費10.3%、8款土木費4.9%、次の10ページ、11ページに移りまして、9款消防費3.4%、10款教育費9.3%、12款公債費5.2%となっております。歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率は96.3%ですが、予算現額から翌年度繰越額8,914万1,139円を除いた執行率は97.0%となっております。

翌年度へ繰り越す額の内容は、転出転入手続ワンストップ対応システム回収業務、非課税世帯等臨時特別給付金事業、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業となっております。

次に、12ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額118億6,480万1,289円に対して、歳出総額114億8,001万5,427円で歳入歳出差引き額3億8,478万5,862円、これから、4、翌年度へ繰り越すべき財源（2）繰越明許費繰越し額268万6,000円を差し引いた実質収支額は3億8,209万9,862円、この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は3,420万7,971円の赤字ですが、これに黒字要素であります財政調整基金へ

の積立金6億752万6,000円を加え、赤字要素であります財政調整基金からの取崩し額100万円を差し引いた実質単年度収支は5億7,231万8,029円の黒字となっております。

次に、議案第44号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。
254ページ、255ページをお開きください。

一番下、歳入合計の行の収入済額の予算減額に対する収入率は100.1%、調定額に対する収入率は93.1%となっております。

次の256ページ、257ページの一番下、歳出合計の行の支出済額の予算減額に対する執行率は、ほぼ100%となっております。

次の258ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額29億4,960万7,511円に対して、歳出総額29億4,526万4,554円で、歳入歳出差引き額は434万2,957円となり、実質収支額も同額です。これを単年度収支で見ますと、253万4,290円の赤字です。これに黒字要素であります前年度分の交付金返還金等3,071万8,736円を加え、法定繰入金以外の一般会計からの赤字補てん繰入金200万円を差し引いた実質単年度収支は2,618万4,446円の黒字となっております。

次に、議案第45号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。286ページ、287ページをお開きください。

一番下、歳入合計の行の歳入済額の予算減額に対する収入率は100.4%、調定額に対する収入率は98.7%となっております。

次の288ページ、289ページの一番下、歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率は94.8%となっております。

次の290ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額4億170万1,440円に対して、歳出総額3億7,914万8,082円で、歳入歳出差引額は2,255万3,358円、実質収支額も同額です。

次に、議案第46号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

304ページ、305ページをお開きください。

一番下、歳入合計の行の収入済額の予算減額に対する収入率は100.2%、調定額に対する収入率は99.3%となっております。

次の306ページ、307ページの一番下、歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率は99.6%となっております。

次の308ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額11億1,031万307円に対して歳出総額11億352万9,740円で、歳入歳出差引額は678万567円、実質収支額も同額です。

最後に、議案第47号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

328ページ、329ページをお開きください。

一番下、歳入合計の行の収入済み額の予算現額に対する収入率は100.1%、調定額に対する収入率は99.9%となっております。

次の330ページ、331ページの一番下、歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率は96.4%となっております。

次の332ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額7,582万3,094円に対して、歳出総額7,302万8,392円で、歳入歳出差引額は279万4,702円、実質収支額も同額となっております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 次に、権藤上下水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（権藤 武範） おはようございます。管理担当、権藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第48号令和3年度須恵町水道事業会計決算の認定についてでございます。

別冊の令和3年度水道事業会計決算書で説明いたします。

4ページ、5ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町水道事業決算報告書です。なお、以下、消費税込みの決算額を報告いたします。

（1）収益的収入及び支出です。収入は第1款水道事業収益、5ページの2列目で、決算額6億7,605万2,731円、前年度比1.2%の増です。主な要因は給水収益及び手数料の増です。

次に支出は、第1款水道事業費用、5ページの3列目で、決算額5億5,790万4,230円、前年度比2.6%の減です。主な要因は福岡地区水道企業団からの受水費の減です。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

（2）資本的収入及び支出です。収入は第1款資本的収入、7ページの3列目で、決算額1,534万6,650円、前年度比29.7%の減です。これは、公共下水道事業特別会計からの水道管移設補償費の減です。

次に支出は、第1款資本的支出、7ページの2列目で、決算額1億5,803万6,184円、

前年度比 25.7% の増です。主な要因は下水道工事に伴う工事請負費の増です。

6 ページの下段です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億 4,268 万 9,534 円は、過年度損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補てんいたしました。
以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 43 号から議案第 48 号については議長、監査委員を除く 12 人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 43 号から議案第 48 号は決算審査特別委員会に付託し審査することに決定しました。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので報告します。委員長に今村桂子君、副委員長に三角栄重君であります。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を 11 時 10 分といたします。

休憩に入れます。

午前 10 時 57 分休憩

午前 11 時 09 分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 11. 議案第 49 号

○議長（松山 力弥） 日程第 11 、議案第 49 号須恵町公共施設等整備基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） それでは、議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 49 号須恵町公共施設等整備基金条例の制定についてでございます。

この条例の制定について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、将来における公共施設等の整備財源の確保を目的として、公共施設等整備基

金を設置するため、当該条例を制定する必要が生じたので、提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

この条例は第1条から第7条で構成されており、基金の設置等について、必要な事項を定めております。

附則で、この条例は令和4年10月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第49号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第12. 議案第50号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第50号須恵町オープンイノベーションセンター設置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。船井ふるさと応援課長。

○ふるさと応援課長（船井 弘喜） おはようございます。初めて登壇いたします、ふるさと応援課の船井弘喜です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第50号須恵町オープンイノベーションセンター設置条例の制定について。須恵町オープンイノベーションセンター設置条例の制定について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、地方自治法第156条第1項の規定に基づき、須恵町オープンイノベーションセンターの設置に関し必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じましたので提案するものです。

2ページをお願いいたします。

この条例は第1条から第3条で構成されており、設置名称及び位置、委任について定めています。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第50号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第13. 議案第51号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第51号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第51号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由として、人事院規則、職員の育児休業等の一部を改正する人事院規則が、令和4年6月17日に公布され、令和4年10月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

改正の内容は、非常勤職員の子の出生後57日以内の育児休業を取得する場合の要件が緩和となること、子の1歳到達日以降における非常勤職員の育児休業に関して、夫婦交代で取得を各期間1回可能とするなどや、育児休業の取得が原則2回まで可能になったことから、育児休業等計画書の申出を不要とするなどです。

附則で、第1条で、この条例は令和4年10月1日から施行する。第2条で、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条及び第10条の規定の適用については、なお従前の例によるとしております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第51号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第14. 議案第52号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第52号自治功労者の推戴についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第52号自治功労者の推戴について。自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例第10条第1項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

住所、須恵町大字旅石151番地の10、氏名、原野敏彦氏、生年月日、昭和27年3月14日、70歳でございます。

提案理由は、自治功労者の推戴について提案するものでございます。経歴については、次ページに添付いたしておりますので、御参照ください。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第52号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第15. 議案第53号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第53号須恵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第53号須恵町教育委員会委員の任命についてでございます。

須恵町教育委員会に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、須恵町大字須恵974番地の2、氏名、山尾聰美氏、生年月日、昭和53年10月17日、任期、令和4年10月1日から令和8年9月30日まででございます。

提案理由は、現在委員を務めていただいております教育委員、印藤早苗氏が、令和4年9月30日をもって任期満了となるため、その後任について提案するものでございます。

経歴については、次ページに添付しておりますので、御参照ください。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、議案第53号について採決に入り

ます。本案に御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第53号須恵町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第16. 議案第54号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第54号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第54号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和4年度歳入歳出補正予算書で説明をさせていただきます。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,233万円を追加し、歳入歳出予算の総額を122億6,564万3,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。第2条で、地方債の変更は第2表、地方債補正による。第3条で債務負担行為の追加変更は、第3表、債務負担行為補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いいたします。まず歳入からです。主なものを申し上げます。

14款2項国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などで、1億9,380万9,000円の増額補正、15款2項県補助金は、農業農村整備事業費県補助金などで172万7,000円の増額補正、19款1項繰越金は収支調整のため、前年度繰越金1億9,937万円を増額補正、20款3項雑入は、社会福祉協議会交付金の前年度交付返納金1,832万1,000円の増額補正、21款1項町債は、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急防災減災事業債で2,900万円の増額補正です。

続いて3ページ、歳出でございます。主なものを申し上げます。

2款1項総務管理費は、町有財産事務の公有財産購入費6,191万8,000円、ふるさと応援寄附金事業1,388万1,000円、庁舎内トイレ洋式化事業4,950万円などで1億3,946万円の増額補正、3款1項社会福祉費は、福祉施設管理運営事業の福祉センター増改

築工事請負費 2,700万円、国民健康保険特別会計繰出金 770万3,000円などで
3,480万3,000円の増額補正、7款1項商工費は生活支援商品券発行事業で1億
7,544万円の増額補正、8款2項道路橋梁費は道路新設改良事業で1,950万円の増額補正、
9款1項消防費は中部防災センター（仮称）建設事業で2,823万円の増額補正、10款1項
教育総務費は、新型コロナウイルス対応教育環境支援事業446万1,000円の増額補正。

4ページをお願いします。

5款社会教育費は、公民館事業の類似公民館等施設整備費補助金 178万2,000円、文化
財保護事業 215万8,000円などで394万円の増額補正です。

5ページをお願いします。

第2表地方債補正、変更です。緊急自然災害防止対策事業債、変更前の限度額 240万円を、
変更後 320万円。緊急防災減災事業債、変更前の限度額 1億円を、変更後 1億2,820万円
とするものです。起債の方法、利率、償還の方法の変更はございません。

6ページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正の1、追加でございます。放課後児童クラブ実施委託、限度額 1億
3,200万円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金、令和3年度借入債償還分、限度額
1,384万3,000円、柏屋南部消防組合負担金、令和3年度借入債償還分、限度額 842万
円、中部防災センター（仮称）建設工事設計監理業務委託、限度額 3,467万2,000円、英
語指導助手委託、限度額 2,910万6,000円、中学校ランチサービス業務委託 8,910万
円、期間はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、2、変更でございます。

第三幼稚園改築工事管理業務委託、変更前の期間、令和4年度から令和5年度まで、変更後の
期間、令和4年度から令和6年度まで、限度額に変更はございません。第三幼稚園改築工事、変
更前期間、令和4年度から令和5年度まで、変更前限度額 9億4,589万円、変更後期間、令
和4年度から令和6年度まで、変更後限度額 10億7,995万8,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ
りませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第54号を議長を除く13人で構成する予
算審査特別委員会を設置し付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号を予算審査特別委員会に付
託します。

なお、正副委員長については、決算審査特別委員会同様、委員長に今村桂子君、副委員長に三

角栄重君であります。

日程第17. 議案第55号

○議長（松山 力弥）　日程第17、議案第55号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。松浦住民課長補佐。

○住民課長補佐（松浦 妙子）　おはようございます。住民課長の代わりに御説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いします。

議案第55号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和4年度歳入歳出補正予算書で説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和4年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ783万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億1,156万円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしています。

次のページをお願いします。まず、歳入からです。

4款1項県補助金13万2,000円の増額補正は、特別調整交付税金の追加でございます。

5款1項他会計繰入金770万3,000円の増額補正は、給与費等繰入金の増額によるものです。

続いて3ページ、歳出です。

1款1項総務管理費783万5,000円の増額補正は、制度改革に伴うシステム改修と職員の人事異動に伴う人件費の増額補正です。

以上です。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第55号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥）　御異議なしと認めます。よって、議案第55号を文教厚生委員会に付託し

ます。

日程第18. 議案第56号

○議長（松山 力弥）　日程第18、議案第56号令和4年度水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道課事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝）　議案書の1ページをお願いいたします。

議案第56号令和4年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和4年度須恵町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款第1項営業費用、補正額1,052万4,000円の増額補正です。これは、人事異動に伴う職員人件費の増額です。

第3条、予算、第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款第1項改良費、補正額1,400万円の増額補正です。これは、導水管等施設改良工事請負費の増額です。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第56号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥）　御異議なしと認めます。よって、議案第56号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第19. 報告第2号

○議長（松山 力弥）　日程第19、報告第2号令和3年度須恵町健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊）　報告第2号令和3年度須恵町健全化判断比率の報告についてでござります。

議案書の1ページをお願いします。

令和3年度須恵町健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり報告をいたします。

この法律は、各自治体が財政の健全性に関する比率を公表し、財政の早期健全化及び財政の再生を図ることを目的にしております。

2ページをお願いいたします。

実質赤字比率は一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。連結実質赤字比率は一般会計及び特別会計を含めた町全体の会計を対象にした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。どちらも赤字がありませんので、ハイフン記号で表示をしております。

実質公債費率とは、一般会計が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、3年間の平均でございます。今年は7.0%、前年度は7.2%でしたので、0.2ポイント下がりました。

これは、令和3年度の普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額の増加により、標準財政規模が大きくなつたためございます。この比率の早期健全化基準は25%ですので、須恵町は健全な団体と言えます。

次の将来負担比率は、公営企業出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。34.4%、前年度は50.5%でしたので、16.1ポイント下がっております。これも、標準財政規模の増加によるものでございます。この比率の早期健全化基準は350%でございますので、これも須恵町は健全な団体と言えます。

なお、別冊の決算審査意見書では、監査委員に書類審査をしていただきましたところ、以上の比率について適正である旨の御意見をいただいております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第20. 報告第3号

○議長（松山 力弥） 日程第20、報告第3号令和3年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。権藤上下水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（権藤 武範） 報告第3号令和3年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてでございます。

1ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり報告いたします。

2ページをお願いいたします。

1、令和3年度公営企業の資金不足比率、特別会計の名称、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の3会計とも、資金不足比率には該当しないことを報告いたします。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は9月8日午前9時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時38分散会
